

# 地域資源活用商品ステップアップ支援事業 (第4回助成対象事業) 募集案内

公益財団法人大分県産業創造機構（以下「機構」という。）では、地域資源活用商品創出支援事業（以下「商品創出事業」という。）を完了した企業の、同事業により開発した商品をもとにした経営向上を支援するため、地域資源活用商品ステップアップ支援事業（以下「ステップアップ事業」という。）の助成対象事業を募集します。

## 1 募集対象者

募集対象者は、おおいた地域資源活性化基金助成金交付要領による商品創出事業の助成金を受け、事業を完了した者です。

## 2 募集対象事業

募集対象事業は、次の3つの要件を全て満たす事業です。

- (1) 商品創出事業で開発した商品をもとにした経営の向上を図るため行う商品改良及び市場調査等の商品課題の解決並びにその後の展示会出展等の販路開拓を行う事業
- (2) 事業を実施することで、中期的に、経営の相当程度の向上が見込まれること
- (3) 既にステップアップ事業による助成を受けていないこと

※過去に地域資源活用商品創出支援事業で採択された事業毎での申請となります。

- ①過去に商品創出事業において、一の事業計画で複数の商品を開発している場合、ステップアップ事業を、1商品ずつに分けて、複数の申請をすることはできません。

※開発した複数商品のうち、1商品のみ販路拡大等を目的として申請することは可能です。

- ②過去に地域資源活用商品創出支援事業で複数回採択されている場合、それぞれの事業毎での申請が可能です。

3 事業期間 交付決定の日から1年以内。

4 助成限度額 1,500,000円

## 5 助成対象経費

助成対象経費は次のとおりです。

なお、助成金支払前に検査を行い、証拠書類により確認できる経費のみが助成対象となります。また、「おおいた地域資源活性化基金交付要領」に基づく交付決定の前に執行した経費については対象となりません。

経費区分		内 容	助成率
		補助対象経費の説明	
(1) 謝金		委員謝金、専門家謝金 当該事業を実施するための委員会などを開催する際に委嘱した委員、専門家への謝金として支払われる経費	助成対象経費の 2/3以内
(2) 旅費		委員旅費、専門家旅費、職員旅費、調査旅費等 委員、専門家への旅費及び助成事業の実施に必要な職員等の旅費として支払われる経費	
(3) 庁費		会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費 会議開催、資料作成・発送、原稿作成、印刷等助成事業の事務運営のために支払われる経費	
(4) 会場借上料		展示会出展ブース代、会場附帯設備レンタル料、ブース装飾材料費等	
(5) 原材料費		商品改良に直接使用する主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費 試作品や商品改良、実験等を行うための材料を購入するために支払われる経費。本生産（既存商品）で使用する原材料は対象外。	
(6) 工具器具費		試作、改良に使用する工具・器具の購入又は借用に要する経費 試作や商品改良、実験等を行うための工具・器具を購入又は借用するために支払われる経費。商品改良等に不可欠で、助成対象として適切なものに限り、商品開発に無関係なものには使用できません。	
(7) 外注費	加工費	原材料等の再加工及び設計等を外注する際に要する経費	
	調査研究費	市場調査・分析費等	
	技術指導等受入費	技術指導、マーケティング戦略立案指導等に係るコンサルタント料	
	デザイン料	新商品のパッケージデザイン制作費等	
	装飾料	展示会の出展に伴う装飾制作費	
	翻訳委託料	展示会の出展に伴う商品カタログ等の翻訳経費	
	通訳委託料	展示会の出展に伴う会場内の通訳経費	
(8) 雑役務費		事業補助者賃金、交通費等 助成事業に必要な業務を補助するため、臨時的に雇用するアルバイトの賃金、交通費として支払われる経費	
(9) その他		上記に掲げるもののほか、機構が特に必要と認める経費	

### 【留意事項】

- 助成対象事業者の社員の人件費、その場で売上げが発生する展示会等への出展、過度に高額な旅費・宿泊費については助成対象となりません。
- 異業種、農商工連携等3者以上の中小企業者等が連携する者の構成員での取引に係る経費については、助成対象となりません。
- 展示会場で小売りすることを目的とした展示会は、対象となりません。
- 原材料費等は試作に供するものに限り、（販売するもの等は対象外）
- この事業で取得した工具・器具等は、助成事業の目的（試験、試作等）以外（本生産等）に使用することができません。
- 助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、証拠書類によって金額等が確認できるものに限り、

## 6 募集期間

【受付開始】 平成27年10月1日（木）

【受付締切】 平成27年11月10日（火） 17時必着

※お問合せ時間は、8：30～17：15（土曜・日曜・祝日を除く。）

※提出する事業計画書、添付書類等に不備、不足がある場合、受付ができませんので、早目の応募をお願いします。

【個別相談会】 個別相談会を次のとおり開催します。原則予約が必要です。

開催日時 平成27年10月10日（土）

9：00～16：00（1社50分程度）

開催場所 大分第2ソフィアプラザビル ソフィアホールA  
（大分市東春日町17番20号）

## 7 助成金総額 4,500,000円程度

## 8 スケジュール



## 9 応募方法

次の書類を作成の上、機構あて持参又は郵送してください。

### (1) 提出書類

■ 地域資源活用商品ステップアップ支援事業実施計画認定申請書（第1号様式）  
（以下「計画認定申請書」という。）

■ 事業計画書（第2号様式）

■ 収支予算書（第3号様式）

■ 誓約書（第4号様式）

■ 商品説明資料（補足説明資料）

■ 直近2期分の決算書（写し）又は確定申告書（写し）

■ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

■ その他機構が必要と認める書類

※計画認定申請書、事業計画書、収支予算書及び誓約書の各様式については、大分県産業創造機構ホームページからダウンロードできます。

（ホームページ <http://www.columbus.or.jp/>）

### 【留意事項】

- ・事業計画書（第2号様式）の「3 事業推進の概要」の(1)～(8)の各項目毎の記載は2頁程度までとしてください。
- ・事業計画書（第2号様式）の「6 事業に要する経費」の様式は、ワード版とエクセル版がありますので、作成しやすい方を使用してください。

### (2) 問合せ・提出先

公益財団法人 大分県産業創造機構 地域産業育成課  
〒870-0037 大分市東春日町17番20号  
ソフトパークセンタービル内  
TEL：097-537-2424  
FAX：097-534-4320  
E-mail：y-shuto@columbus.or.jp （担当：首藤）

### (3) 注意事項

- 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項などについては、あらかじめ法的な保護を行うなど、応募者の責任で対応してください。
- 複数の事業者が参画する場合は、参画者の役割分担、経費配分等が分かるよう書類に記載してください。  
また、直近2期分の決算書又は確定申告書は、事業参画者全員分が必要です（大学・公設試験研究機関は不要）。
- 国及び地方公共団体等の補助事業、又は委託事業と重複する場合は、助成の対象外とする場合があります。
- 提出書類は返却しません。

## 1 0 審査方法

審査は、書類審査とします。  
書類審査により、事業計画認定事業を決定します。

## 1 1 審査項目

審査は、次の4項目で行います。

- (1) 市場性
  - ・市場ニーズが見込まれること
- (2) 成長性
  - ・県外市場進出等、成長性があること
  - ・市場に評価され、成長していく見込みがあること
- (3) 実現可能性
  - ・商品改良から売上につなげるまでの具体的な計画があること
  - ・申請事業が確実に実施できる体制（人的資源、組織、資金）が備えられていること
- (4) 地域経済への波及効果
  - ・地域経済の活性化が見込まれること
  - ・雇用創出等、地域経済への波及効果が見込まれること

## 1 2 事業計画の認定

事業計画の審査の結果、助成対象として適当と認める事業計画については、事業計画認定通知書（第1号様式の2）により通知します。

### 1 3 事業計画が認定（助成内定）された場合の留意点

- 代表者又は実務担当者及び経理担当者は、認定事業者説明会に出席する必要があります。
- 経理書類、申請書類等の事務作業が相当量発生するので、実施体制を事前に整備してください。
- 助成金の交付を受けるには、別途「おおいた地域資源活性化基金助成金交付要領」に基づく助成金交付申請手続きが必要となります。
- 助成金交付額は、予算の範囲内で減額されることがあります。
- 助成金の交付決定を受けた方は、申請者名・事業テーマ・事業計画の概要などを公表させていただきます。
- 助成事業終了後、決算情報、事業化状況等について、毎年報告（助成期間終了後5年間）する必要があります。
- 会計検査院が実施する会計実地検査の対象となります。